

Sensitive Application Warning System (SAWS)の終了について

2015年3月3日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

USPTO は、3月2日ホームページで「Sensitive Application Warning System (SAWS)」の終了を発表した。

SAWS は、当該特許出願が特許査定され、公表された場合に物議を呼ぶことが予想される発明について、事前に USPTO 内で管理職等に稟議するという内部の運用であり、審査品質向上にむけた取り組みの一つであったが、どの出願が SAWS に指定されたか否かは公表されておらず、また、出願人本人にも知らされていなかったことから、その取り扱いや運用が不透明であるとして問題視されていた。

外部からのこのような指摘を踏まえ、USPTO は、この1月に、本運用の存続について検討するとしていた。

今般の USPTO の説明によれば、SAWS が開始された 1994 年当時は、登録がなされるまで発明の内容が公表されなかったため¹、その公表前に物議を呼びそうな発明について、複数の者による確認を行っていた。しかし、現在は、ほとんどの特許出願が、出願から 18 ヶ月で公開され、一般公衆により精査されることから、当該運用の存続は不必要であるとの結論に至り、今回当該運用を終了することとなったとしている。

また、今後、SAWS に類似する特許品質向上プログラムを立ち上げた場合、施行開始前にその旨を公表するとしている。

SAWS 廃止公告:

<http://www.uspto.gov/patent/initiatives/patent-application-initiatives/sensitive-application-warning-system>

¹ 1999 年の法改正により、2000 年 11 月 29 日以降にされた米国出願は、最先の優先日 (earliest filing date) から 18 ヶ月経過後に公開される (35 U.S.C. 122 (b))。但し、18 ヶ月公開制度を採用する他の国に出願しない場合で非公開の請求をすることにより、出願の公開を避けることができる。(35 U.S.C. 122 (b)(2)(B)(i))。

(参考) SAWS に指定された特許出願

月別の滞貨数から、ソフトウェア&コンピュータネットワーク、電子商取引(ビジネスモデル)の分野について指定件数が多い。出願2,500件に1件(0.04%)の割合で指定されている。

関連統計グラフ:

<http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SAWS%20Statistics%20-%20Sensitive%20Application%20Warning%20System3.pdf>

了